

○倉敷市吉備真備公献茶会事業補助金交付要領

平成27年 4月 1日施行

(趣旨)

第1条 吉備真備公の遺徳を偲び、顕彰するために吉備真備公献茶会を開催し、真備地域の活性化と地域住民のふれあいを深めることを目的として開催する吉備真備公献茶会事業（以下「献茶会事業」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては倉敷市補助金等交付規則（昭和43年倉敷市規則第30号）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(補助事業者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者は、真備町文化協会、吉備真備公顕彰事業奉賛会、国際ソロプチミスト総社、真交会に所属する者から構成される吉備真備公献茶会実行委員会（以下「実行委員会」という。）とする。

2 実行委員会は、10人以上の委員をもって組織し、企画及び制作、運営について自主的かつ民主的に運営すること。

(補助対象等)

第3条 補助対象経費は、実行委員会が献茶会事業に要する経費のうち次に掲げるものとし、市長が適当と認めるものについて交付する。

- (1) 会場設営委託料（テント等設置）
- (2) 謝礼（献茶式等謝礼）
- (3) 印刷代（茶券印刷代）
- (4) 消耗品費（プロパンガス代等）
- (5) 警備費（ガードマン等）
- (6) 保険料（従事者保険料）
- (7) 委託料（会場準備片付けに係るシルバー人材センター委託料）
- (8) 借上げ料（来客送迎用マイクロバス借上げ）

(補助額等)

第4条 補助金の額は、補助対象経費の10分の10とし、補助限度額は予算の範囲内において市長が適当と認めた額とする。

(交付の申請)

第5条 実行委員会が補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 実行委員会において前号及び前々号を議決した証明書
- (4) 実行委員会名簿
- (5) 前4号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

(補助金の交付の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付又は不交付の決定を行い、その旨を補助金交付決定通知書により、実行委員会に通知するものとする。

(計画変更等の承認)

第7条 実行委員会が補助金の交付の決定を受けたときは、補助金の交付の決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）の内容、経費その他申請に係る事項の変更をしようとするとき又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、変更（中止・廃止）承認申請書を市長に提出し、あらかじめ、承認を受けなければならない。ただし、補助対象経費の総額の30パーセント以内の変更かつ当該事業の目的に及ぼす影響が軽微であると認められる場合は、この限りではない。

(実績報告)

第8条 実行委員会が補助事業を完了したときは、実績報告書に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 監査報告書
- (4) 事業実施に伴う経費に係る領収書の写し等
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第9条 市長は、前条の実績報告書を受領したときは、その内容を審査し、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、

交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付額確定通知書により、実行委員会に通知するものとする。

(決定の取消し)

第10条 市長は、実行委員会が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請をして補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途へ使用したとき。
- (3) この要領の規定に違反したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めたとき。

(補助金の返還)

第11条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、実行委員会の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、その返還を命ずるものとする。

(補助事業の経理等)

第12条 実行委員会は、前項の帳簿及び補助事業の経理に係る証拠書類を補助金の交付を受けた日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(見直し手続き)

第13条 市長は、本補助金交付要領の運用状況及び実施効果等を勘案し、施行後5年以内に見直しを行うものとし、以後5年ごとに見直しを行うものとする。

(その他)

第14条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。